

令和4年2月25日

第8回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第8回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和4年2月25日(金) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2 号 農用地あっせん申出の取下げについて

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定に
ついて (所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について

議案第 4 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について

議案第 5 号 農用地あっせん申出について

議案第 6 号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 木 茂 久	3 番 田 中 健 一
4 番 西 山 昭 二	5 番 澤 山 建 志	6 番 西川路 利 広
7 番 徳 留 博 昭	8 番 田 代 繁 樹	9 番 永 吉 正 文
10 番 内 蘭 光 弘	11 番 西 村 久 則	12 番 徳 留 幸 信
13 番 井 手 康 則	14 番 奥 村 祐 樹	15 番 井 元 清八郎
16 番 前 田 真津美	17 番 生 川 裕 也	18 番 濱 田 保

農地利用最適化推進委員

38 番 鐘 撞 望

1 小委員長

4 番 西 山 昭 二

1 欠席委員

19 番 川 畑 ゆりえ 27 番 大 迫 恵 太

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

参事

主幹兼農地総務係長

農地総務係主査

振興係長

振興係主査

振興係主事

人・農地プラン推進室長

主幹兼推進係長

西 村 里 志

小 吉 建 治

堀之内 秀一郎

東 川 善 久

吹 留 義 輝

向 吉 真 一

今 吉 蓮 樺

嶺 元 和 仁 (農業委員会事務局参事)

前 田 昭 市 (農業委員会事務局振興担当主幹)

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	全員、ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第8回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「17番委員」と「18番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第2号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。 議案書の5ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 取下げ理由は、買い手が見つかり、あっせんの必要がなくなったためです。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の6ページをお開きください。 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分は4件でございます。

議長	(番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今月の所有権移転分につきましては、経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、所有権移転分についてご審議願います。
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。
事務局	次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は議案書の7ページから23ページまでの42件で、うち新規が31件、再設定が11件となっています。
議長	また、農地中間管理事業の利用権設定7件につきまして、鹿児島県地域振興公社の借受議案の後、農家への転貸議案となります。 それでは、議案書の7ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 なお、23ページの総合計は132筆、181、173㎡、農地中間管理事業の重複分を除くと、95筆、127、227㎡となっています。 今回の利用権設定分につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から8ページ4番

委員
議長

委員
議長

事務局

についてご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき14番委員の退席を求めます。

(14番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番から4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(14番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の5番から10ページ8番についてご審議願います。

この5番から8番については、新規就農者2名に関する案件であり、営農状況等の調査を地区担当委員が行っておりますが、会の進行を優先するため、報告につきましては、事務局による一括報告といたします。

それでは、事務局に報告を求めます。

それでは、新規就農者について、事務局から報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。

また、営農計画書については、資料の1ページから2ページに掲載していますので、併せてご覧ください。

まず、5番から6番につきまして、申請人は、6月委員会の中間管理機構を通した利用権設定により、初めて3,000㎡を超え、本来であれば6月委員会で新規就農者として報告するべきところを失念しておりましたので、今回、新規就農者として報告いたします。

5番から6番につきましては、5番委員と36番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、県外で派遣社員として仕事をしていましたが、弟の農作業の手伝いから農業の面白さを知り、新規就農者となりました。

農機具等は、自己所有のものを使用し、栽培技術、機械の操作については、弟や友人から教わるため問題はありません。

栽培品目としては、オクラ、スナックエンドウ、南瓜を中心に年間販売高750万円を目指しています。

作業に従事するのは、基本的に1人ですが、繁忙期には母の手伝いを

	もらうとのことです。 なお、営農計画書を資料の１ページに添付していますので、ご参照ください。 次に、７番から８番につきましては、４番委員と２番委員に調査を行っていただきました。 申請人は、会社員でしたが家業を継ぐため、このたび新規就農者となりました。 農機具等は、自己所有のものを使用し、栽培技術、機械の操作については、以前より親の手伝いをしていたため、問題はありません。 栽培品目としては、オクラ、スナッPEndウを中心に年間販売高６００万円を目指しているとのことです。 作業に従事するのは、基本的に妻と２人ですが、繁忙期には母の手伝いをもらうとのことです。 なお、営農計画書を資料の２ページに添付していますので、ご参照ください。 以上事務局から報告いたします。皆様のご審議をよろしく願いいたします。
議長	ただいま、事務局の報告のとおりであります。 それでは、議案第１号のうち、利用権設定分の５番から８番についてご審議願います。
１５番委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
事務局	５番と６番の使用貸借の理由を教えてください。 ５番と６番の農地は荒廃化しており、所有者が管理のみで十分との理由から、使用貸借となっています。
１５番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第１号のうち、利用権設定分の５番から８番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第１号のうち、利用権設定分の５番から８番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、利用権設定分の９番から２３ページ４２番については、一括審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。

15番委員 事務局	31番、32番、33番の使用貸借の理由を教えてください。 まず、31番については、借人がこの農地で降灰事業を導入し、3年後には購入予定としていることから、それまでは使用貸借とすることで、合意しているそうです。 次に、32番と33番は、親戚間での貸借のため、使用貸借となっています。
15番委員 議長 委員 議長 委員 議長	分かりました。 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の9番から42番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の9番から42番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを議題といたします。 これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	2月10日の転用調査時に、私と27番、38番委員と事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。 申請に基づき、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。 1番から8番まで、すべて売買による申請でございます。 いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われます。 以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。 最後に農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の3ページから22ページに添付していますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第2号についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。

15番委員	6番の地区名が抜けています。
事務局	申し訳ありません。記載漏れでした。地区は[REDACTED]です。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。
	これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。
	申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
	番号1番ですが、転用目的は、駐車場及び資材置場です。
	資料の12ページをお開きください。
	申請地は、[REDACTED]から西へ220m行った農地で、東と南は宅地、西は宅地及び雑種地、北は雑種地及び畑に接しています。
	農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。
	申請人は、自己所有の申請地に、駐車場及び資材置場を整備する計画ですが、既に着工していたことから、今回、始末書が提出されています。
	土地の形状については現状で、排水用の側溝を設置します。
	隣接地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。
	また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。
	以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。
	それでは、議案第3号について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず、番号1番ですが、転用目的は、貸駐車場です。

資料の23ページをお開きください。

申請地は、 から南へ280m行った農地で、西は里道、それ以外は雑種地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、地質調査等を行う法人の代表で、申請地を取得し、自己が経営する会社への貸駐車場を整備する計画です。

土地の形状については1mほど盛土を行い、土留工事を行います。構造物の建設もなく、周囲に農地は無いことから営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は、貸資材置場です。

資料の24ページをお開きください。

申請地は、 から南東へ230m行った農地で、東と北は畑、西は里道、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、電気工事関連の事業を営む法人の代表で、申請地を取得

し、自己が経営する会社への貸資材置場を整備する計画ですが、既に着工していたことから、今回、始末書が提出されています。

土地の形状については現状で、境界にはブロック設置済です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の25ページをお開きください。

申請地は、[]から東へ40m行った農地で、東と南は宅地、西と北は市道に接しています。

農地区分、許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロック設置済です。周囲に農地は無いことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番ですが、転用目的は、貸駐車場です。

資料の26ページをお開きください。

申請地は、[]から東へ400メートル行った農地で、東と西は宅地、南は水路、北は5条許可地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、建設業を営む法人の代表で、申請地を取得し、自己が経営する会社への貸駐車場として整備する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロック設置済です。構造物の建設は無く、周囲に農地も無いことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号5番と6番は関連がありますので、一括して報告いたします。転用目的は、グラウンド及び駐車場です。

資料の27ページをお開きください。

申請地は、[]から南へ320m行った農地で、東は公衆用道路と雑種地、西は市道、南と北は雑種地と田に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、

	令和３年１０月１日付で除外されていることから、第１種農地の不許可の例外である既存施設の拡張に該当します。 申請人は、隣接地で病院を経営する法人ですが、申請地を取得し、患者用グラウンドの整備及び職員駐車場の拡張を行う計画です。 土地の形状については、１．５ｍ程の盛土と０．８ｍ程の切土を行い、法面保護を行います。構造物の建設は無く、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした 以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第４号についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第４号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。
事務局	次に、議案第５号農用地あっせん申出についてを議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。 議案書の２９ページをお開きください。 議案第５号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。 今月は、売渡申出８件、貸付申出２件でございます。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） 以下につきましては、お目通しください。 なお、見取図、地籍図につきましては、資料の２８ページから４７ページに掲載しています。 続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は３３ページになります。 今月は、借受申出３件でございます。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） 以下につきましては、お目通しください。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

	す。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。 まず、売渡・貸付から申し上げます。 議案書の29ページをお開きください。 番号1は36番委員と25番委員。 番号2は25番委員と6番委員。 番号3は27番委員と8番委員。 番号4は34番委員と15番委員。 番号5は28番委員と9番委員。 番号6は33番委員と14番委員。 番号7は21番委員と14番委員。 番号8は33番委員と14番委員。 番号9は36番委員と17番委員。 番号10は28番委員と9番委員。 引き続き、買受・借受希望について申し上げます。 番号1は25番委員と31番委員。 番号2は37番委員と18番委員。 番号3は27番委員と5番委員。 以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
委員	(各委員了解あり)
議長	それでは、議案第5号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。 次に、議案第6号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 議案第6号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。 議案書は34ページから36ページになります。 今回の対象地域は、池田堀切園周辺になります。

	(番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。 その結果、議案書に記載の農地は森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。 よって、44筆、93,910㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。 なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第6号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第6号荒廃農地に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。 本日の議題は、これで終了いたしました。 他にございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	他になければ、その他に入ります。 その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、その他についてご説明いたします。37ページをご覧ください。 その他（議案書37ページを参照して説明） 1. 一時使用届について 2. 2月の行事報告

議長
委員
議長

事務局

3. 3月の行事予定等

4. その他

(1) 令和4年度農地転用等事務処理日程表及び転用調査当番表について

他にございませんか。

「なし」の声あり。

他にないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、第8回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

(閉会 午後2時45分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員17番委員

議事録署名委員18番委員